

長岡京市地域学校協働本部設置要綱

（目的及び設置）

第1条 従来の学校と連携していた長岡京市すくすく教室運営委員会、長岡京市地域で支える中学校教育支援事業実行委員会との体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制を整備するために長岡京市地域学校協働本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域と学校双方向の連携・協働に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 事業評価に関すること。
- (3) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (4) 事業に係る情報収集及び提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、15人以内の本部長及び委員で組織する。

2 本部長は教育委員会が委嘱する。

3 委員は、次に掲げる者で組織する。この場合において、第1号、第2号及び第4号については教育委員会が委嘱し、第3号については教育長が指名する者とする。

- (1) 地域学校協働活動関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 行政関係者（教育関係者を含む）
- (4) その他必要と認められる者

4 本部長及び前項第3号を除く委員は、社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）を併せて委嘱する。

（任期）

第4条 本部長及び委員並びに推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（本部長）

第5条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

2 本部長は、本部長の職務を代理する本部長代理を指名することができる。

3 本部長代理は、本部長が職務を遂行できない場合に本部長の職務を代理して遂行する。

（会議及び運営）

第6条 本部の会議は、本部長が招集し進行する。

2 本部の事務局（以下「事務局」という。）会議に出席した推進員に対して、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

（事務局）

第7条 事務局は、長岡京市教育委員会内に置く。

（コーディネーター会議）

第8条 本部は、本部の方針及び事業評価を受け、学校協働活動の執行のあり方を協議するために、長岡京市すくすく教室事業及び長岡京市地域で支える中学校教育支援事業の各コーディネーターで構成する長岡京市すくすく教室事業コーディネーター会議及び長岡京市地域で支える中学校教育支援事業コーディネーター会議を設置する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、本部長が別に

定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。